

平成18年5月16日

各 位

会 社 名 小田急不動産株式会社
 代表者名 取締役社長 荒川 正
 コード番号 8832 東証第1部
 問合せ先 専務取締役
 経営企画本部長 山崎 健一
 (T E L 03-3370-1110)

(訂正) 「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成18年5月10日付で発表いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」に関し、その後、修正が生じたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 訂正箇所および内容

以下、新旧対照表中の下線部分は変更部分であります。また、網掛け部分(■)が訂正箇所であります。

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日) 第12条 当社は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p>2 前項のほか、必要のある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とすることができる。</p> <p>(決議方法) 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合のほか、出席株主の議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>2 商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(任期) 第28条 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p>	<p>(基準日) 第14条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録質権者とすることができる。</p> <p>(決議の方法) 第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知) 第 31 条 (条文省略)</p> <p>(利益配当金の支払い) 第 36 条 利益配当金は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第 36 条 (現行どおり)</p> <p>(期末配当金) 第 45 条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p>

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日) 第 12 条 当社は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p>2 前項のほか、必要のある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者として行う。</p> <p>(決議方法) 第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合のほか、出席株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行なう。</p> <p>(任 期) 第 28 条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第 30 条 (条文省略)</p> <p>(利益配当金の支払い) 第 36 条 利益配当金は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p>	<p>(基準日) 第 14 条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者として行う。</p> <p>(決議の方法) 第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第 34 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第 36 条 (現行どおり)</p> <p>(期末配当金) 第 45 条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p>

(注) 訂正を伴う変更案のみ記載しております。

以上